

研修計画

令和 年 月 日

殿

[申請者]

住 所 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス :

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※9）誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

--

2 就農時に係る計画

就農希望地		就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)
就農形態	<input type="checkbox"/> 独立・自営就農 <input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※3 <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結 <input type="checkbox"/> 通算5年以上の有期雇用契約を締結 <input type="checkbox"/> 研修終了後5年以内に独立・自営就農 <input type="checkbox"/> 研修終了後5年以内に法人の共同経営者 <input type="checkbox"/> 親元就農※4 <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 年 月		
経営面積※5 飼養頭羽数	a・頭・羽（合計）	農業所得目標※5	万円/年
経営内容※5	作目： a 作目： a （その他：)		

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
- ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）※6

※6 別記2第5の1の(1)のイの(エ)の場合は、a及びbについて記載する。

4 計画を達成するための研修^{※7}

① 研修内容等

名称		所在地	
専攻・ 営農部門		研修 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修内容			

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付期間（就農準備資金）

年 月 日 ~ 年 月 日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
過去に本事業、農業次世代人材投資事業、令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業、令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業、就農準備支援事業、就農準備・経営開始支援事業による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けたことがない

傷害保険の加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得 ^{※8}	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は交付主体の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>【所見】</p>	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 保証人^{※9}

住 所 氏 名
住 所 氏 名

※9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。
 また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

別添1：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の

教育機関で研修を受ける場合は不要。)

別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）

別添6：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添7：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内 容
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
研修時間合計		

2 習得する技術

-
-
-
-

上記の研修内容で研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)

(住所)

(電話番号)

※上記内容が記載された研修実施計画等であれば、本様式に限らない。

農業研修に関する確認書（例）

農地所有適格法人A（以下、甲という。）及び研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- （2）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- （3）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- （4）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- （5）（1）から（4）までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（研修受入先の責務）

- （1）甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- （2）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- （1）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （2）乙は、研修における不慮の事故について、第2条（3）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

- （1）研修に要する経費（〇〇〇）は、甲が負担する。
- （2）研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

第〇条（研修謝金）

乙は甲に月額〇万円を支払う。

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲
(住 所)
(研修先)
(氏 名)

乙
(住 所)
(氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

農業研修に関する確認書（例 2）

新規就農者受入経営体_____（以下、甲という。）及び研修生_____（以下、乙という。）及び岩手県立農業大学校長 柏原一成（以下、丙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第 1 条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第 2 条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、丙及び甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) (1) から (4) までに違背した場合、丙及び甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第 3 条（現地実習先の責務）

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農（親元就農し、就農後 5 年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることを含む。）ができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第 4 条（損害賠償）

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第 2 条 (3) の規定に基づき、研修生が自ら対策を講じるとともに、甲及び丙に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第 5 条（研修機関の債務）

- (1) 丙は、乙の研修状況を把握し、問題がある場合は、地域の農業改良普及センター及び県農業普及技術課と連携のうえ直ちに対処しなければならない。

第 6 条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書 3 通作成し、甲・乙及び丙それぞれ各 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲【新規就農者受入経営体】

(住 所)

(研修先)

(氏 名)

印

乙【研修生】

(住 所)

(氏 名)

印

丙【研修機関名】

(住 所) 岩手県金ヶ崎町六原字蟹子沢 14

(氏 名) 岩手県立農業大学校 校長 柏原一成 印

確約書

令和 年 月 日

殿

住 所：

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期)

年 月

要件及び就農形態等に関する付票

申請を行うにあたり、次の事項について でチェックしました。

令和 年 月 日

申請者 氏名

※申請者が未成年者もしくは農大生の場合には、下記の保護者等も記入してください。

令和 年 月 日

保護者等（続柄 ） 氏名

I 現在の状況及び審査等について【全員】	
1 現在、営農（申請者名義での農地所有、農畜産物の出荷等）をしていません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 申請者名義で経営安定対策等の補助金等の交付を受けていません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 交付申請期間において、生活保護や給付型奨学金等の生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 審査会及び国の会計実地検査等で別途資料等の提出を求められた場合は対応します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 今回の審査で不採択となっても異議申し立てはしません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
II 税務申告等について【全員】 （注）必ず各自で確認の上、適切に対応してください。	
1 就農準備資金又は就農準備支援資金の交付を受けた場合、申請者本人が税務申告を行わなくてはならないことを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 申請者に所得が発生することで、扶養者の扶養控除や変更の手続き、健康保険への加入手続きなど各種の手続きが発生する場合があることを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
III 報告について【全員】	
就農準備資金又は就農準備支援資金の交付を受けた後は次の報告が必要となることを理解しました。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
1 研修状況報告【研修中、半年ごとに提出】	<input type="checkbox"/> 確認しました
2 就農報告【独立・自営就農、親元就農、または雇用就農した後、1か月以内に提出】	<input type="checkbox"/> 確認しました
3 就農状況報告【研修終了後6年間、毎年7月末・1月末までに提出】	<input type="checkbox"/> 確認しました
4 住所等変更届【研修終了後6年間、住所等を変更した場合】	<input type="checkbox"/> 確認しました

IV 就農準備資金又は就農準備支援資金の返還について【全員】	
次のいずれかに該当した場合、交付停止や、就農準備資金又は就農準備支援資金の一部又は全額を一括自主返還しなければならないことがあると理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
1 研修を中止・休止した場合	<input type="checkbox"/> 確認しました
2 県の現地確認等で、適切な研修を行っていないと判断された場合	<input type="checkbox"/> 確認しました
3 必要な報告をしない場合	<input type="checkbox"/> 確認しました
4 研修終了後1年以内に原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農をしない場合	<input type="checkbox"/> 確認しました
5 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合	<input type="checkbox"/> 確認しました
6 虚偽の申請等を行った場合	<input type="checkbox"/> 確認しました
V 独立・自営就農をする場合について【親元就農、雇用就農予定者はチェック不要】	
1 農地の確保について	<input type="checkbox"/> 申請者が所有 <input type="checkbox"/> 申請者が借入 <input type="checkbox"/> 交渉中 <input type="checkbox"/> 情報収集中 <input type="checkbox"/> 未着手
2 主要な農業機械・施設の取得について	<input type="checkbox"/> 申請者が所有 <input type="checkbox"/> 申請者が借入 <input type="checkbox"/> 情報収集中 <input type="checkbox"/> 未着手
3 就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった（認定農業者又は認定新規就農者にならなかった）場合、全額を一括返還しなければならないことを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 就農後は簿記を行い、就農状況報告の際に決算書の提出が必要であることを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
VI 親元就農について【独立・自営就農、雇用就農予定者はチェック不要】	
1 申請者が親元就農する際に、家族経営協定等により申請者の責任及び役割を明確にする必要があることを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 確約書の内容（就農後5年以内に経営全体を継承する、農業法人の共同経営者になる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する等）を実施しなかった場合、全額を一括返還しなければならないことを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 農地を贈与又は貸借しなければならないことについて、保護者や親族は理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

4 農地の取得や貸借について、農地法の許可を得る必要があることを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
5 農地等の資産を取得・継承した場合、相続税や贈与税などが発生することを理解し承知しています。 ※譲渡資産が多い場合、贈与税が交付額を上回ることがありますので申請の際にはよく検討して下さい。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
VII 雇用就農の場合【独立・自営就農、親元就農予定者はチェック不要】					
1 農業法人等への就職活動について	<input type="checkbox"/> 就職活動中 <input type="checkbox"/> 情報収集中 <input type="checkbox"/> 未着手				
2 岩手県立農業大学校の学生で雇用先に内定している方の場合については、この事業に応募できないことを理解しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 農大生ではない				
3 就職先として想定している農業法人又は作目等があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ↓はいの場合は 以下に記載 <table border="1" data-bbox="1161 949 1449 1146"> <tr> <td data-bbox="1161 949 1225 1048">法人</td> <td data-bbox="1225 949 1449 1048"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1161 1048 1225 1146">作目</td> <td data-bbox="1225 1048 1449 1146"></td> </tr> </table>	法人		作目	
法人					
作目					
4 雇用される農業法人等には、「就業規則」が整備されることが必要なことを理解しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
5 研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結しなかった、又は通算5年以上の雇用契約を締結しなかった場合。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農しなかった、又は法人の共同経営者とならなかった場合、全額を一括返還しなければならないことを理解し承知しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
6 将来は独立・自営就農を希望しています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
VIII 交付終了後について【全員】					
1 次世代を担う農業者の確保・育成を図るという当事業の趣旨を理解し、県が開催する就農相談会等での事例発表等に協力します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				
2 事業効果を評価するために行われる国や県等の調査に協力します。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ				

(2) 農地等・労働力の計画

区分	農地				施設・機械				労働力		
	水田 (a)	畑地 (a)	(a)	計 (a)	ハウス (㎡)	作業場 (㎡)	格納庫 (㎡)	トラクター (台・馬力)	自家・男 (人)	自家・女 (人)	雇用 (人/年)
就農 1年目									-	-	-
就農 2年目									-	-	-
就農 3年目									-	-	-
就農 4年目									-	-	-
就農 5年目									-	-	-

※農地：上段は所有地、下段は借入地を記載。親元就農の場合は上段に経営全体の面積、下段に本人の担当面積を記載。

(3) 施設・機械等の配備計画

施設・機械等の名称 (型式、性能、規模等)	台数等	導入予定 年月	事業費 (千円)	導入手段 (譲渡、貸借、資金(自己・借入)、補助事業)

※導入手段が資金又は補助事業の場合は、予定資金名又は事業名を記載する。

3 就農コーディネーター確認欄

(1) 労働力、施設・機械等の計画は適切か。

(2) 農地の取得等の見込みは適切か。

(3) 単収及び単価の設定は適切か。

(4) その他

【様式記入上の補足】

- ・項目や単位は適宜修正できるものとする。記載欄が不足する場合は適宜行を挿入する。
- ・作目数が多い場合は、主な品目以外を「その他露地野菜」等としてまとめて記載する。

(別紙3 申請書類確認票)

申請者名：

書類		内容	部数	確認欄
研修計画	研修計画	別紙様式第1号	1部	
別添1	研修実施計画書	①研修のカリキュラムが分かる書類 ②受講が認められていることを証する書(受講決定通知の写し又は在学証明書等)	①と② 各1部	
別添2	履歴書		1部	
別添3	離職票の原本又は雇用保険受給資格証書の写し	前職がない場合は不要。	1部	
別添4	農業研修に関する確認書	写し可。(原本は、自署又は押印すること) 教育機関等で研修を受ける場合は不要	1部	
別添5	確約書	親元就農する予定の場合 (自署又は押印すること)	1部	
別添6	傷害保険証書の写し	農業大学校本科の学生の場合は、農業大学校教務担当から写しを得ること。	1部	
別添7	令和7年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)	前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。	1部	
別添8	身分を証明する書類の写し	運転免許証、パスポート、学生証等	1部	
添付書類	[別紙1] 要件及び就農形態等に関する付票	記載内容を確認し、チェックを付けること	1部	
	[別紙2] 営農計画書	親元就農又は独立・自営就農する予定の場合	1部	
	雇用就農意思確認書	雇用就農する予定の場合(任意様式)	1部	
	[別紙3]申請書類確認票	この用紙のこと。	1部	
補足資料	[別紙4] 個人情報の取扱い同意書	自署すること	1部	

【確認欄の記載方法】

○：提出する書類

－：該当しない書類

レ：別に提出する書類（補足資料のみ可）

(別紙4)

岩手県知事 殿

個人情報の取扱い（例）

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

就農準備資金に係る個人情報の取扱いについて

県は、就農準備資金の実施に際して得た個人情報について、県が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

（法人・組織名）

氏名